

第3回障害者施策推進協議会意見等

意見付番	該当箇所	意見	担当課	回答
1		私は県立美術館でボランティアをやっています。美術館で「対話型鑑賞プログラム」というのが始まっています。美術の専門的な知識や、深い話も必要なく参加した人がその時思ったこと感じたことを発言し、それを糸口に鑑賞を深めていきます。自分の意見をまわりの人に認めてもらうという経験は誰にとっても自信につながります。特に障害者を対象とした企画ではありませんが、誰でも参加できます。短い時間ですが、このような共有の体験の積み重ねが心のバリアフリーのきっかけになるのではないのでしょうか。	障害福祉課	施策No.282では、「芸術上価値の高い作品の企画展において、障害のある人となない人が共に作品を鑑賞し、意見交換ができる機会を創出することとしています。こうした事業を含め、対話型鑑賞の取り組みを進めていきます。
2	数値目標 No.1, 2	①数値目標のNo.1、No.2はどんな質問を考えているのか。	障害福祉課	No.1:あなたは、障害のある人となない人が、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、社会の一員として分け隔てなく共に暮らす「共生社会」という考え方を知っていますか。 No.2:発達障害には、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、自閉症などがありますが、あなたは発達障害について知っていますか。具体的にはR8に県政モニターアンケートを実施する際に改めて検討します。
		②それ以外の目標は、実績値(アウトプット指標)であると思いますが、もしこれからアンケートを実施することがあるのならアウトカム指標を取り入れてはどうか。		今回、できる限りアウトカム指標として数値を掲げています。委員の御指摘はこれらのアウトカムを得られた後にどのような社会になるのかという観点で指標化してはどうか、との趣旨と理解しますが、どうしても定性指標となることから、数値目標と比べ評価があいまいになってしまうものと考えます。
		③共生社会に対する認知度を、51.6%→100%にするにはどのような対策を考えているのか。(これまでと変わった点は何か)		現在実施している様々な啓発・広報活動や福祉教育を継続して推進するとともに、今回新たに、手話言語の理解の促進、合理的配慮の義務化に係る啓発の推進等を施策に盛り込んでおります。
		④全ての数値目標が100%達成したらどんな社会、住民感情が現れるのか、そのようなアウトカム指標を考える必要性はないか？(②と同じ意図です)		全ての数値目標が達成されると、基本理念に掲げた「共生社会の実現」が図られることになると考えます。
		⑤障害児者にやさしいまちになっていると思いますか？のような質問をするタイミングはあるのでしょうか？		R8の県政モニターアンケートに反映できるか検討して参ります。
3	施策番号18	小中の取組を教えてください。(精神に関すること)	保健体育課	学習指導要領に則り、小学校では心の発達や不安や悩みの対処について、中学校では精神機能の発達と自己形成、欲求やストレスへの対処等についての保健学習に取り組みます。
	施策番号220	220の内容が良く理解できませんが、総合教育センターでの実施であれば、新規に取り上げなくても、221の「障害の特性に応じた専門的な教育研修の充実を図ります。」で表現されているように思われます。	特別支援教育・児童生徒支援課	220については、全ての教員を対象に、経験年数に応じその段階に必要な力を育成するための研修を実施することを記述いたしました。221については、研修の具体的な内容について記述したものとなっています。
4	P.115(3)中北圏域 ①現状、課題等 施設入所支援	「障害者支援施設への入所希望が依然としてあります。」この中で「依然として」とあえて書かれている意味は何を意味しているのか。読みようによっては入所希望が本来あってはならないものと解釈されかねない。	障害福祉課	「依然として」を削除します。
	P.115(3)中北圏域 ②取組の方向	「地域生活拠点等の機能強化により、地域での生活が継続できる支援体制を図ります」とある。親亡き後や強度行動障害等により在宅で暮らせなくなった人の暮らしの場を確保するのに地域生活拠点の機能を活用すると解釈できる。しかし緊急時の対応とは異なり長期的な暮らしの場を確保するには地域生活拠点では不十分であると思う。数値目標の共同生活援助の数は本当に十分なのか検討する必要がある。市町村が出してきた数字は本当のニーズを反映してないのではないか。山梨県の現状で入所施設の数削減して大丈夫なのか、削減した分を共同生活援助で吸収できるのか検討してあるのか疑問である。 自立支援法は大都会を前提としている節がある。移動手段もなく地域支援サービスも少ない山梨県の実情を考慮すべきだ。また、質の悪い共同生活援助の広がりや防犯対策が必要である。株式会社や運営主体の事業所の監査の方法を確立しておく必要がある。日中支援型の共同生活援助は自立支援協議会に運営状況を報告し評価を受けることになっている。この仕組みを有効に活用し悪質な共同生活援助は山梨県では運営できないことを知らしめるべきだ。 山梨県においては重度者に対応した共同生活援助が運営しやすい施策を打ち出すべきだ。新築の共同生活援助は建設費が高騰し家賃を高く設定せざるを得ない。国の基準の上乗せ家賃補助(県独自)が必要である。また、夜勤職員の配置は必須である。夜間職員加配加算は国の基準では重度者に対応するには不十分であり、県独自の上乗せ夜間職員加配加算が必要である。		共同生活援助や施設入所支援のサービス見込量については、説明会やヒアリングを通じて、親亡き後の入所ニーズ等を的確に把握して計上するよう市町村に助言しており、こうしたニーズを反映した数値になっているものと考えています。 日中サービス支援型の共同生活援助の運営については、自立支援協議会への報告・評価制度について、市町村と連携し、適切に運営することで事業所の質の確保・向上を図ります。また、令和6年度報酬改定において、共同生活援助における支援の質を確保する観点から、各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど、外部の目を定期的に入れる取組を導入することが義務づけられることから、(令和6年度までは努力義務)No.104の後ろに【追記】します。 重度者に対応した共同生活援助の運営に対する支援については、引き続き国に要望して参ります。
	P.121(6)富士・東部圏域 ①現状、課題等 施設入所支援	「強度行動障害等の理由で利用が難しい状況もあります」とあるが、サービス提供拒否は禁じられている。提供を拒むことのできる理由は三点だけであり、3番目の「自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合」が該当する。この場合にも地域のサービス担当者会議等で連絡調整すること。または適当な他の指定障害者支援施設等の紹介その他必要な措置を講じなければならないとされている。しかしこのことが十分に行われていない可能性がある。数年前までは県障害者相談所が入所調整なるものを行っていたが現在は廃止されている。新たに事業者主体のサービス担当者会議が開催できる仕組みが必要と考える。圏域で調整がつかない場合には全県の事業者を招集できる組織としたい。		障害のある人の重度化・高齢化により、特に、最重度の障害、重複障害、強度行動障害を伴う重度知的障害者、医療的ケア児者など入所施設での専門的支援が真に必要な方及び家族からの施設入所の希望があります。また、現在は家族と在宅で生活している障害者本人及び家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、入所施設における専門的支援が必要な障害者の実態を把握する必要があります。 調整が困難な方への提供サービスの調整は、引き続き、県自立支援協議会等において、その相談支援体制の強化を図れるよう協議事項として検討を進めて参ります。 ⇒P51 No.88、89に記載済
5	施策番号12	手助けを得られやすく→手助けや配慮を得られやすく にしたらどうか。	障害福祉課	該当箇所を修正します。
	施策番号220	全ての教員の中には、校長のような管理的先生も含まれているのでしょうか。	特別支援教育・児童生徒支援課	校長、教頭も含まれます。例年幼稚園等、小中高等学校、特別支援学校管理職を対象に「特別支援教育管理職研修会」を年2回実施しています。